

総論

本計画の趣旨、防災関係機関の業務、自然的条件及び社会的条件等の松前町の概要、過去の災害の概要等の計画の基本となる事項を示す。

第 1 章 計画の主旨

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、松前町の地域に係る防災対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

また、災害対策においては、町、県、防災関係機関、民間事業者、住民それぞれが、防災活動に積極的に取り組むとともに、相互に連携、協力する必要があることから、この計画に基づき、被害等を軽減するための備えをより一層充実させ、その実践を促進する運動を展開する。

第 2 節 計画の性格

この計画は、松前町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに住民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行う。

また、本町を含む愛媛県全域は、東南海・南海地震に係る地域防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されているため、同地震への防護や円滑な避難の確保に関する事項及び同地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、同地震による人的被害を軽減するための地震防災対策の推進を図る。

第 3 節 計画の構成

この計画は、計画編と資料編で構成する。

計画編は、次の 3 部構成による。

第 1 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、自然的条件及び社会的条件等の松前町の概要、過去の災害等の概要等の計画の基本となる事項を示す。

第 2 風水害等対策編

(1) 第 1 編 風水害等災害予防計画

平常時の教育、訓練、施設の安全性確保、住民生活の確保方策等の予防計画を示す。

(2) 第 2 編 風水害等災害応急対策

風水害等災害が発生した場合の応急対策を示す。

(3) 第 3 編 風水害等災害復旧・復興対策

風水害等災害発生後の復旧、復興対策を示す。

第 3 震災対策編

(1) 第 1 編 地震災害予防計画

平常時の教育、訓練、施設の耐震性確保、住民生活の確保方策等の震災予防計画を示す。

(2) 第 2 編 地震災害応急対策

地震災害が発生した場合の応急対策を示す。

(3) 第 3 編 地震災害復旧・復興対策

地震災害発生後の復旧、復興対策を示す。

第 4 節 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第 1 災害とは、次により生ずる被害をいう。

- (1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象
- (2) 大規模な火事若しくは爆発
- (3) 放射性物質の大量の放出
- (4) 多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、大量流出油事故等
- (5) その他大規模な事故

第 2 松前町対策本部

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の規定に基づき設置される松前町災害対策本部をいう。

第 3 松前町水防本部

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）の規定に基づく松前町水防本部をいう。

第 4 水防計画

水防法第 32 条第 1 項の規定に基づき定められた松前町水防計画をいう。

第 5 消防計画

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 4 条第 2 項第 15 号に基づき定められた松前町消防計画をいう。

第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
松 前 町	(1) 町地域防災計画の作成 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災思想の普及 (4) 自主防災組織の育成その他住民の災害対策の促進 (5) 防災訓練の実施 (6) 防災のための施設等の整備 (7) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査 (8) 被災者の救出、救護等の措置 (9) 災害時要援護者の避難支援対策の促進 (10) 避難準備情報、勧告、又は指示に関する事項及び避難所の開設 (11) 消防、水防その他の応急措置 (12) 被災児童生徒の応急教育の実施 (13) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施 (14) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施 (15) 災害時における町有施設及び設備の点検・整備 (16) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保 (17) 緊急輸送道路の確保 (18) 災害復旧の実施 (19) その他地震災害の発生防止又は拡大防止のための措置

第2 消 防

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
伊予消防等事務組合 松前消防署	(1) 防災に関する普及活動に関すること。 (2) 消防、水防及びその他応急措置に関すること。 (3) 救急、救護及びその他応急措置に関すること。

第3 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
愛 媛 県	(1) 県地域防災計画の作成 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災思想の普及 (4) 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進 (5) 防災訓練の実施 (6) 防災のための施設等の整備 (7) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査 (8) 被災者の救出、救護等の措置 (9) 避難準備情報、勧告又は指示に関する事項 (10) 水防その他の応急措置 (11) 被災児童生徒の応急教育の実施 (12) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施 (13) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施 (14) 災害時における県有施設及び設備の点検・整備 (15) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保 (16) 緊急輸送道路の確保 (17) 災害復旧の実施 (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整 (19) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

第4 愛媛県警察本部（伊予警察署）

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
愛媛県警察本部 （伊予警察署）	(1) 警察行政の調整に関する事。こと。 (2) 災害警備活動に関する事。こと。 (3) 管内防災関係機関との連携に関する事。こと。 (4) 各警察署及び防災関係機関からの情報収集及び報告連絡に関する事。こと。 (5) 警察通信の確保及び統制に関する事。こと。 (6) 警報等の伝達に関する事。こと。

第5 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国総合通信局	(1) 災害に備えた電気通信施設(有線通信施設及び無線通信施設)整備のための調整並びに電波の統制監理に関すること。 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理に関すること。 (3) 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること。 (4) 災害時における通信機器の供給の確保に関すること。 (5) 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関すること。
四国財務局 (松山財務事務所)	(1) 災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること。
愛媛労働局 (松山労働基準監督署)	(1) 事業場に対する災害対策の周知指導に関すること。 (2) 事業場等の被災状況の把握に関すること。 (3) 被災事業場用救急薬品の確保等援助措置に関すること。
中国四国農政局 (愛媛農政事務所)	(1) 災害時の食料の供給に関すること。 (2) 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること。
四国経済産業局	(1) 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (2) 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること。 (3) 災害時における電気、ガス事業に関する復旧促進等の対策に関すること。
中国四国産業保安 監督部(四国支部)	(1) 電気、ガス事業に関する保安の確保及び復旧促進等の対策に関すること。 (2) 危険物等の保安の確保に関すること。
四国地方整備局 (松山河川国道事務所)	(1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 (2) 応急・復旧 ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 イ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 ウ 所管施設の緊急点検の実施 (3) 公共土木施設の災害復旧についての指導に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>四国地方整備局 (松山河川国道事務所)</p>	<p>(4) 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関すること。 (5) 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関すること。 (6) 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること。</p>
<p>四国運輸局 (愛媛運輸支局)</p>	<p>(1) 陸上輸送に関すること。 ア 輸送機関その他関係機関との連絡調整に関すること。 イ 自動車運送事業者、鉄軌道事業者に対する輸送の斡旋に関すること。 (2) 海上輸送に関すること。 ア 非常時に使用しうる船舶運航事業者の船舶数及び輸送能力の把握並びに緊急海上輸送体制の確立に関すること。</p>
<p>大阪管区气象台 (松山地方气象台)</p>	<p>(1) 気象警報・注意報の通知及び気象情報の伝達に関すること。 (2) 気象及び気象災害に関する啓蒙活動及び防災訓練に対する協力に関すること。 (3) 異常な自然現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が発見者又は行政機関から通報されたとき、適切な措置を講じること。</p>
<p>第六管区 海上保安本部 (松山海上保安部)</p>	<p>(1) 防災訓練に関すること。 (2) 防災思想の普及及び高揚に関すること。 (3) 調査研究に関すること。 (4) 警報等の伝達に関すること。 (5) 情報の収集に関すること。 (6) 海難救助等に関すること。 (7) 緊急輸送に関すること。 (8) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 (9) 流出油等の防除に関すること。 (10) 海上交通安全の確保に関すること。 (11) 警戒区域の設定に関すること。 (12) 治安の維持に関すること。 (13) 危険物の保安措置に関すること。 (14) 広報に関すること。 (15) 海洋環境の汚染防止に関すること。</p>

第6 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊 (陸上自衛隊第14特科隊)	(1) 被害状況の把握に関する事。 (2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関する事。 (3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関する事。 (4) 応急医療、救護及び防疫に関する事。 (5) 通信支援、人員物資の緊急輸送に関する事。 (6) 炊飯・給水及び宿泊支援等に関する事。 (7) 危険物の保安及び除去に関する事。

第7 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵政公社 (松前郵便局)	(1) 郵政事業の運営に関する事。 (2) 利用者の避難誘導に関する事。
日本銀行 (松山支店)	(1) 災害時における通貨の円滑な供給に必要な事前の諸措置に関する事。 (2) 災害時における金融上の応急措置についての指導及び助言に関する事。 (3) 災害時における預貯金引出しの集中等店頭混乱の未然防止のために必要な広報等への協力、指導に関する事。
日本赤十字社 (愛媛県支部)	(1) 応援救護班の派遣又は派遣準備に関する事。 (2) 被災者に対する救援物資の配付に関する事。 (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置に関する事。 (4) 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関する事。
日本放送協会 (松山放送局)	(1) 住民に対する防災知識の普及に関する事。 (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事。 (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事。 (4) 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関する事。
西日本高速道路株式会社 (四国支社)	(1) 高速自動車道路の改築、維持及び修繕に関する事。 (2) 高速自動車道路の管理及び災害復旧等に関する事。
四国旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社 (松山営業所)	(1) 鉄道施設等の保全に関する事。 (2) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事。 (3) 災害時における旅客の安全確保に関する事。 (4) 災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本電信電話株式会社(四国支店)、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国	(1) 電気通信施設の整備に関すること。 (2) 災害時における通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること。 (4) 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること。 (5) 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること。
日本通運株式会社 (松山支店)	(1) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
四国電力株式会社 (松山支店)	(1) 電力施設等の保全に関すること。 (2) 電力供給の確保に関すること。 (3) 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること。 (4) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施。
KDDI株式会社	(1) 重要な通信を確保するために必要な措置に関すること。
ソパノ株式会社	(1) 重要な通信を確保するために必要な措置に関すること。

第8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
伊予鉄道株式会社	(1) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。 (2) 災害時における旅客の安全確保に関すること。 (3) 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報に関すること。
社団法人愛媛県医師会 (伊予医師会)	(1) 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施に関すること。
社団法人愛媛県 歯科医師会 (伊予歯科医師会)	(1) 検案時の協力に関すること。 (2) 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施に関すること。
南海放送株式会社、 株式会社テレビ愛媛、 株式会社あいテレビ、 株式会社愛媛朝日テレビ、 株式会社エフエム愛媛	(1) 防災に関するキャンペーン番組、防災メモのスポット、ニュース番組等による住民に対する防災知識の普及に関すること。 (2) 災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること。 (3) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 (4) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。 (5) 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること。

第9 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	(1) 土地改良施設の整備及び保全に関すること。
農業協同組合 漁業協同組合	(1) 共同利用施設等の保全に関すること。 (2) 被災組合員の救護に関すること。 (3) 食糧、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
松前町商工会	(1) 被災商工業者の援護に関すること。 (2) 食糧、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
危険物施設管理者 プロパンガス取扱機関	(1) 危険物施設等の保全に関すること。 (2) プロパンガス等の供給の確保に関すること。
松前町社会福祉協議会	(1) 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。 (2) 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。
社会福祉施設管理者	(1) 施設入所者や利用者の安全確保に関すること。
病院等経営者	(1) 災害時における負傷者等の医療・助産等に関すること。 (2) 被災時の病人等の収容、保護に関すること。 (3) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。
その他関係機関	(1) それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策、災害復旧に関すること。

第3章 松前町の地勢等及び災害記録

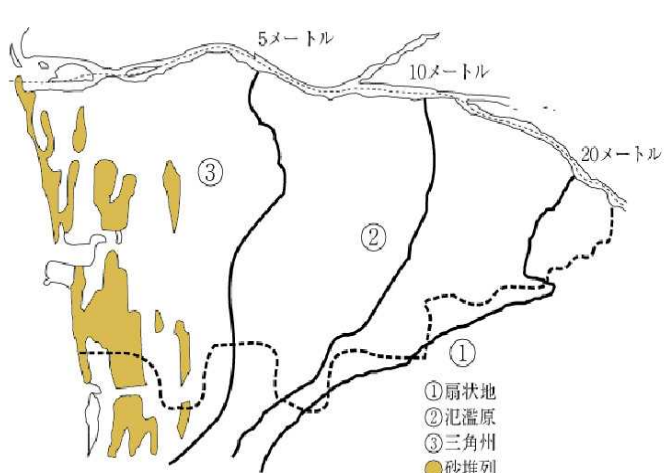
第1 自然的条件

(1) 地勢

道後平野の南部を占め、北は松山市、南は伊予市に隣接、西はおだやかな瀬戸内海に面している。

土地は全域平坦で、松山市との境には石鎚山系に端を発した一級河川重信川が流れている。

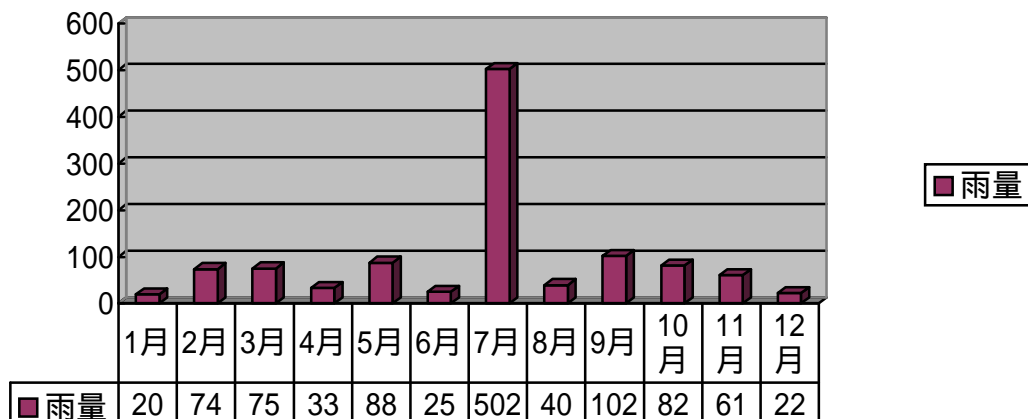
道後平野は北方の高縄山地と南方の石鎚山系間の三角状の地を、主に重信川が埋積涵養した扇状地～三角州性の沖積平野である。平野の西部は重信川をはさんで南北に広闊な低地帯を展開しているが、松前町はその南部を占め、その南縁は伊予市の山麓線におよんでいる。この松前町の地形は、沖積低地帯であって地形的に大きな変化はみられないが、その勾配や河道形態などの特長からみて下図のような三地形区に区分できる。

松前町の位置	松 前 町 の 地 形 区 分
<p>東経 132 度 42 分 42 秒</p> <p>北緯 33 度 47 分 12 秒</p> <p>面積 20.32km²</p>	 <p>①扇状地 ②氾濫原 ③三角州 ●砂堆列</p>

(2) 気候

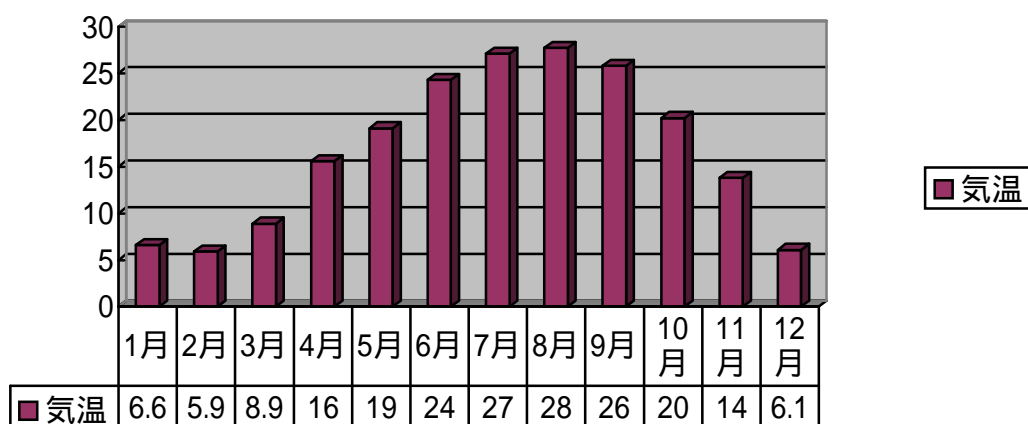
本町は、瀬戸内性気候に属し、その特徴は、冬季の大陸高気圧から吹き付ける北西風と夏季の太平洋高気圧から流れ込む東南風に対して、周防山地や石鎚山地の風下側にあたるため、降水量が少なく（年降水量 1,200～1,600 ミリ）晴天・乾燥が現れやすく、比較的的温暖（年平均気温 15～16 ）で、半海洋、半内陸性の気候である。また、春から梅雨気にかけての濃霧の発生は少なく、冬季における積雪も見られない。

平成 17 年月別平均雨量



(注) 7月は、異常気象による過去に類をみない雨量を記録した。(平年は70ミから160ミ)

平成 17 年月別平均気温



第 2 社会的条件

(1) 人口

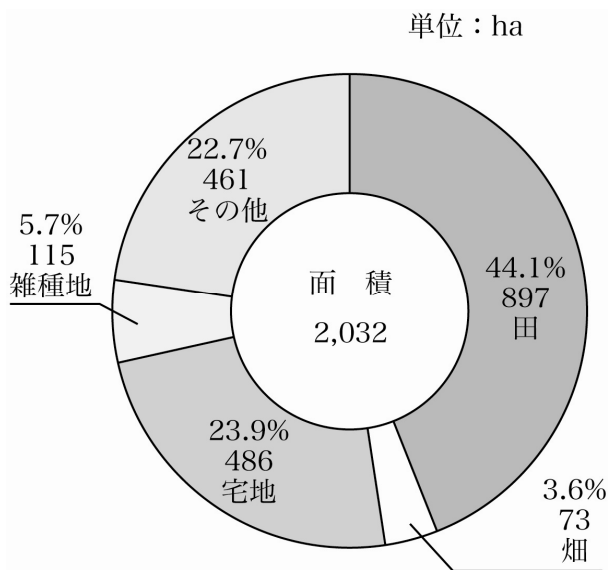
松山市のベッドタウンとして、年々人口が増加していたが、この数年は伸びが鈍化しており、平成 17 年 10 月(国勢調査)の人口は、30,564 人である。

しかし、1 世帯当たりの人数が 2.77 人と核家族化が進行し、人口に占める高齢者の比率が高まっている。こうした高齢者の増加は、災害時に行動が不自由な要援護者が増えていることを示している。

(2) 土地利用

旧来からの漁村が市街地となった西部海岸寄り地区を中心に市街化区域が設定され、ここに市街地を形成し、それ以外の地区は市街化調整区域として農村的活用を図ることとして土地利用を進めてきたが、実際には、国道 56 号沿い及び J R 北伊予駅周辺地区を中心にスプロール(市街地の無秩序な拡大現象)が激しくなっている。

地目別土地面積（平成 18 年）



用途地域別面積等

都市計画区域 (松前町全域)		2,032ha
市街化調整区域		1,665.5
市街化区域		366.5
用途地域	第一種低層住居専用地域	57.2
	第一種中高層住居専用地域	18.1
	第一種住居地域	108.2
	第二種住居地域	4.5
	準住居地域	6.6
	商業地域	12.7
	工業地域 (臨港地区含)	121.7
	工業専用地域	37.5
	臨港地区	8.6

(3) 危険物保有・取扱施設等の状況

本町の工業は、立地の優位性、豊富な地下水及び労働力を利用した繊維工業や、地場産業としての海産物加工業を中心に発展してきたが、昭和 46 年 12 月に都市計画区域の決定を行い、塩屋地区内に用途地域として工業専用地域を設け、企業誘致を図ってきた。

そのため、海岸沿いに石油基地が存在するほか、住宅と混在している地域もみられる。

(4) 交通

本町は、北は重信川を隔て松山市と、南は伊予市とそれぞれ東西に細長く隣接していることから、南北に縦断する幹線が多く、東西に横断する幹線としては県道八倉松前線及び町道筒井徳丸線となっている。南北に縦断する幹線としては、松前町中央部の国道 56 号をはじめ、西部市街地を通過する伊予松山港線、松山松前伊予線、町中央部の砥部伊予松山線及び東部を通過する松山伊予線の 4 県道が走って骨格を形成しているが、防災の観点（遮断帯、緊急輸送路としての機能）を取り入れた全町的な道路網計画を推進する必要がある。

一方、本町を通る鉄道としては、JR 予讃線、伊予鉄道郡中線が伊予鉄路線バスとともに、松山圏域内の通勤者、通学者の重要な交通手段となっている。

また、海上交通の要となっている松前港は、県管理港湾で施設等の整備も年々進んでいるが、港湾内も浅く、整備が必要である。

第 3 災害の記録

資料 5 - 1 に掲げるとおりである。

第4章 地震発生条件

第1 活断層

愛媛県では活断層調査を実施し、平成8年度から11年度までのトレンチ調査結果、大学等研究機関によるトレンチ調査結果、歴史資料などから、愛媛県内の中央構造線活断層系の活動履歴を総合的に評価し、各活断層の分布と長さ、活断層によって想定されるマグニチュード、活断層の最新活動時期と活動間隔、最新活動時期以降現在までの経過時間から想定した地震危険度(経過時間率)をとりまとめている。

中央構造線活断層系のように四国だけでも延長190kmに達する長大な活断層は、いくつか分割して地震を発生させる可能性が高いと考えられている。しかし、一度に活動する区間(セグメント)の設定は、現在活断層研究の第一級の研究課題となっている。愛媛県では、右横ずれ断層に伴う隆起方向や活断層の枝別れの形態と最新活動時期などからセグメント区分を行い、西から伊予断層、川上断層、小松断層、岡村断層、石鎚 - 池田断層の各セグメントに区分している。

伊予断層、川上(重信・北方)断層、小松断層は個別にM7クラスの地震を発生させる可能性が高いと考えられるが、これらの活断層が連動して活動する可能性も否定できない。特に桜樹屈曲部を挟んだ川上断層と小松断層の連動については、肯定的見解、否定的見解の両論があるので、これを考慮して2つの活断層が連動する場合の地震規模も示している。岡村断層は、単独のセグメントとして活動する可能性が高く、地震規模はM7.5クラスと考えられる。石鎚・畑野・寒川・池田・三野断層では、個別のセグメントに区分しがたいため、1つのセグメントとして評価し、総延長82kmで地震規模はM8クラスと評価している。

これらの解析結果にもとづく、愛媛県内の各断層の最新活動時期は、9世紀から16世紀で中世以降に活動した可能性が高く、活動間隔は1,000~2,000年と考えられる。活断層の活動間隔(R)と最終の活動以降現在までの経過時間(T)から、推定した地震危険度(経過時間率 T/R)は、いずれの活断層も0.5前後と推定される。

阪神・淡路大震災の原因にもなった活断層と地震の関係については、まだ十分にわかってないが、「活断層は将来活動を繰り返す可能性のある断層である」ということは確かな事実である。しかし、むやみに活断層を恐れるのではなく、行政や企業はもちろんのこと、地域住民が、活断層を含めた地震という自然現象に対する正しい知識を持ち、その危険性を十分に理解したうえで、適切な対応を行っていくことが必要となる。

セグメント区分と想定地震規模

セグメント名	伊予断層	川上断層	小松断層	岡村断層	石鎚 - 池田断層
構成断層	上灘沖・米湊・伊予	重信・北方・川上	川上東部・小松	岡村	石鎚・畑野・寒川・池田・三野
長さ(km)	23	21	22	30	82
		43			
マグニチュード	7クラス	7クラス 7.5クラス	7クラス	7.5クラス	8クラス
単位変位量(m)	2	-	-	5 ~ 6	6 ~ 9 (推定)
最新活動時期 (T)	13世紀以降	10世紀以降	12世紀以降	9 ~ 13世紀以降	16世紀以降
		10 ~ 12世紀以降			
再来間隔 (R)	約2,000年	3,500 ~ 4,000年	1,400 ~ 1,600年	約2,000年	約1,000年
		約1,500年			
経過時間率 (T / R)	< 0.4	< 0.3	0.5 ~ 0.6	0.5	0.4 ~ 0.5
		0.5 ~ 0.7			
断層面	高角度北傾斜(ほぼ鉛直)				

第2 南海トラフ

四国から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

(1) 南海トラフに発生する地震

南海トラフに発生する地震は、主に、四国や紀伊半島が乗っている陸のプレートの下へ太平洋側からフィリピン海プレートが沈み込むことに伴って、これら2つのプレートの境界面(以下「プレート境界面」という。)が破壊する(ずれる)ことによって発生する。また、時によってはプレート境界面から枝分かれした陸のプレート内の高角の断層(以下「分岐断層」という。)も含めて破壊し、海底での上下地殻変動を大きくすることや局地的に強い揺れを生じさせる可能性もある。

(2) 過去の地震について

過去の南海地震については、1498年以降現在までの約500年間に5回発生した可能性がある。史料に記述されている地震では、1605年以降4回の地震があり、その発生間隔は92.0年から147.2年までの範囲にあり、平均発生(活動)期間は114.0年となる。最新の発生が1946年12月21日であることから、最新発生からの経過時間は2007年1月1日現在で61.0年となり、平均発生期間の約半分が経過したこととなる。

なお、684年以降現在までの間に、南海地震は東南海地震との同時発生も含めると、少なくとも9回M7.9~8.6の地震が発生した可能性がある。

(3) 次の地震について

次の南海地震と東南海地震の発生時期の関係は、過去の事例(発生時期のずれは2年程度以内)を踏まえ、同時又は相互に近接して発生するかのどちらかである可能性が高いと考えられる。後者の場合には、東南海地震、南海地震の順番で発生する可能性が高いと考えられる。

また、次の南海地震発生までの1946年の地震からの間隔は、1946年の地震における応力の解放量が過去の南海地震の平均的なそれに比べ小さいと考えられることから、時間予測モデル(限界応力値に達すると地震が発生するモデル)に基づき、過去の平均発生間隔114.0年よりは短いと推定される。

一方、次の東南海地震発生までの1944年の地震からの間隔は、過去の東南海地震が南海地震の発生と同時又は相互に近接して発生してきていること、次の南海地震発生までの間隔が114.0年よりは短いと推定したこと、及び昭和東南海地震のマグニチュードがそれ以前のものより小さめであったことから、過去の平均発生間隔111.6年よりは短い可能性が高いと推定される。

時間予測モデルによると、次の南海地震及び東南海地震の発生の可能性は年々高まっており、今後30年以内の発生確率は、南海地震で40%程度、東南海地震で50%程度に達すると推定される。

地震の規模は、個別に発生した場合には、南海地震はM8.4前後になると考えられる。また、東南海地震はM8.1前後となると考えられる。さらに、同時に発生した場合には、M8.5前後となる可能性が高いと考えられる。さらに、津波地震となる可能性もあると考えられる。なお、1946年の南海地震は過去の事例の中でもマグニチュードが小さかったことに注意する必要がある。

第3 地震被害想定

愛媛県においては、南海トラフを震源域とする南海地震が有史以来100年から150年間隔で発生しているほか、伊予灘・日向灘周辺では過去に大規模な地震が発生しており、特定観測地域にも指定されている。また、愛媛県を横断する中央構造線断層帯は、国内最大規模の断層であることから、中央構造線断層帯での地震にも留意する必要がある。

このため、愛媛県は地震被害想定調査を実施し、阪神・淡路大震災以降明らかになった災害事例やその教訓、最新の情報、知見等を十分踏まえ、地震対策の前提となる基礎資料として裏付けとなるべきデータ及び対策の方向性を明らかにしている。

なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに県民の防災への自助努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

(1) 前提条件

ア 想定ケース

予知なく突然発生したケース

イ 季節、時刻等の想定ケース

季節及び発生時刻について複数ケースを想定している。

冬の夕方及び深夜を基本とし、必要に応じ他のケースも検討している。

ウ 想定地域単位

4次メッシュ(500mメッシュ)単位、市町単位

(2) 想定内容

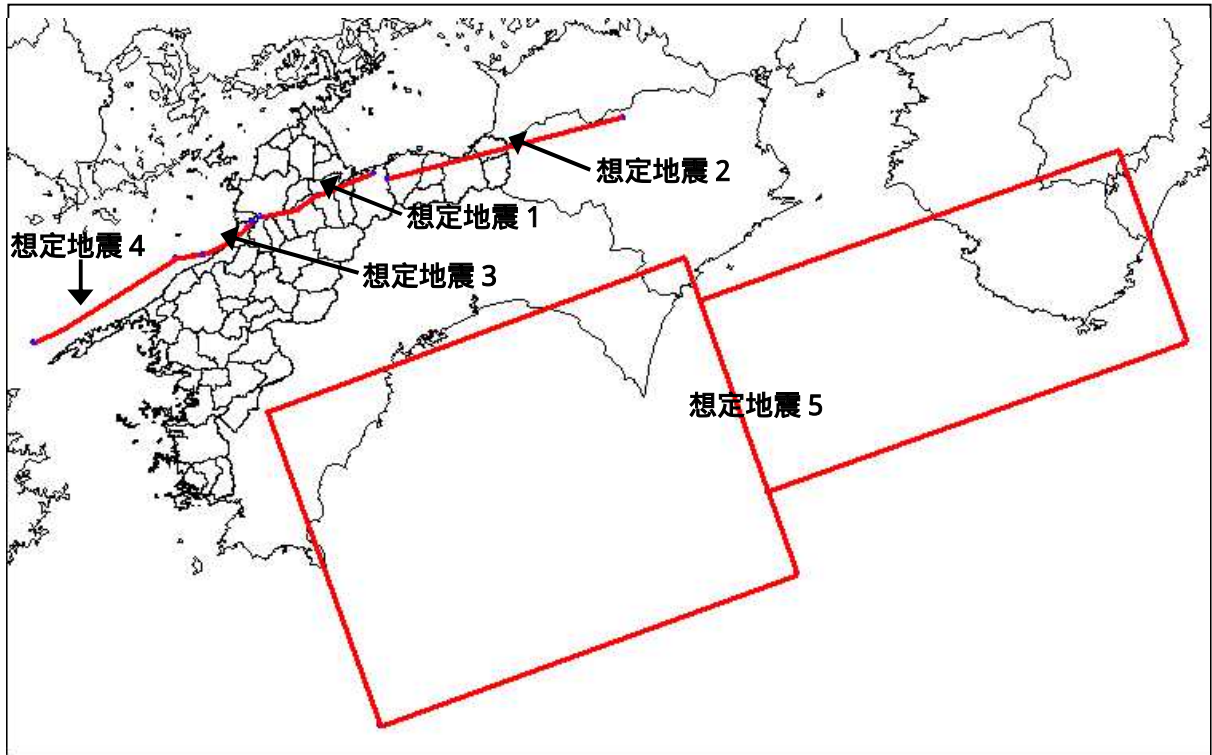
- ア 地震動・液状化・山崖崩れ
- イ 津波
- ウ 建物関係の被害
- エ 地震火災
- オ 交通施設及び輸送機能支障
- カ ライフライン施設及びライフライン機能支障
- キ 危険物施設と輸送及び原子力発電所
- ク 人的被害及び生活機能支障
- ケ 被害シナリオと対策の方向性

(3) 想定する地震

愛媛県における活断層の分布状況や地震履歴を勘案し、愛媛県に大きな被害を与える可能性のある次に示す地震を想定している。

想定地震

名 称	内 容	マグニチュード
想定地震1	川上・小松断層セグメントが活動して発生する地震	7.6
想定地震2	石鎚 - 池田・三野断層セグメントが活動して発生する地震	8.0
想定地震3	伊予断層が活動して発生する地震	7.1
想定地震4	伊予灘沖海底活断層が活動して発生する地震	7.8
想定地震5	安政南海地震(1854)(相田,1981)	8.4



愛媛県地震被害想定調査による松前町の被害想定(概要)

想定地震調査内容		想定地震1 マグニチュード7.6 川上・小松断層セグメント	想定地震2 マグニチュード8.0 石鎚 - 池田・三野断層セグメント	想定地震3 マグニチュード7.1 伊予断層	想定地震4 マグニチュード7.8 伊予灘沖海底活断層	想定地震5 マグニチュード8.4 安政南海地震(1854)
地震動		松山平野、新居浜平野を中心に、松山市・西条市など県内7市町の地域で震度6強。全県的に震度4以上の地域が分布	県東部を中心に、新居浜市・西条市など県内4市町の地域で震度6強。全県的に震度4以上の地域が分布	松山平野を中心に、松山市・伊予市など県内7市町の地域で震度6強。全県的に震度4以上の地域が分布	伊予灘沿岸を中心に、大洲市・伊予市など県内7市町の地域で震度6強。全県的に震度4以上の地域が分布	全県で震度5弱以上、県内約6%の地域で震度6弱の地域が分布
液状化		松山市・新居浜市・西条市など埋立地、沖積平野等比較的地盤の弱い地域で危険性が高い。			左記に加え県内の広い範囲で危険性が高い。	
建築物被害	揺れ	全壊 2,263棟 半壊 4,176棟 合計 6,439棟	329棟 2,707棟 3,036棟	2,225棟 4,144棟 6,369棟	1,182棟 3,387棟 4,569棟	2,489棟 4,385棟 6,874棟
	液状化	全壊 143棟 半壊 273棟 合計 416棟	64棟 117棟 181棟	151棟 284棟 435棟	84棟 158棟 242棟	64棟 117棟 181棟
	合計	全壊 2,406棟 半壊 4,449棟 合計 6,855棟	393棟 2,824棟 3,217棟	2,376棟 4,428棟 6,804棟	1,266棟 4,045棟 5,311棟	2,553棟 4,502棟 7,055棟
塀倒壊		ブロック塀 456件 石塀 182件 合計 638件	68件 27件 95件	448件 179件 627件	240件 96件 336件	502件 201件 703件
火災被害 (冬18時)		出火件数 9棟 焼失棟数 5棟	2棟 1棟	8棟 4棟	5棟 2棟	9棟 3棟
ライフライン被害	上水道施設被害	断水世帯数 9,183戸 断水率 87.4%	3,865戸 36.8%	9,268戸 88.2%	7,669戸 73.0%	8,954戸 85.2%
	下水道施設被害	下水道流下機能支障人口被害率 3.3%	0人 1.6%	0人 3.5%	0人 2.1%	0人 1.6%
	電力施設被害	電柱被害本数 46本 停電戸数 2,520戸 停電率 18.3%	12本 1,564戸 11.3%	47本 2,542戸 18.4%	35本 2,301戸 16.7%	16本 1,741戸 12.6%
	都市・LPガス被害	供給停止戸数 207戸 機能支障率 2.0%	143戸 1.4%	207戸 2.0%	149戸 1.4%	144戸 1.4%
	電話	一般電話 携帯電話	携帯電話は一般加入電話以上に輻輳する可能性が高い。地震による電話機自体の故障、輻輳等により電話が使えない状態が発生する。			

総 論

想定地震調査内容			想定地震1 マグニチュード 7.6 川上・小松断層 セグメント	想定地震2 マグニチュード8.0 石鎚 - 池田・三野断層 セグメント	想定地震3 マグニチュード7.1 伊予断層	想定地震4 マグニチュード7.8 伊予灘沖海底活断層	想定地震5 マグニチュード8.4 安政南海地震(1854)	
人的被害及び生活機能支障	想定死傷者数	発生時刻2時	死亡 105人 重傷 15人 中等傷 74人 軽傷 1,029人 合計 1,118人	15人 8人 39人 542人 589人	103人 15人 74人 1,021人 1,110人	55人 12人 60人 823人 895人	115人 16人 78人 1,082人 1,176人	
		発生時刻18時	死亡 68人 重傷 13人 中等傷 64人 軽傷 883人 合計 960人	9人 7人 33人 464人 504人	67人 13人 63人 875人 951人	37人 10人 51人 705人 766人	75人 14人 67人 927人 1,008人	
		日常受療困難者数	入院	332人	146人	328人	250人	340人
			外来	1,266人	559人	1,251人	955人	1,297人
		避難生活者数	出生	0人	0人	0人	0人	0人
	合計		1,598人	705人	1,579人	1,205人	1,637人	
	1日後		9,760人	4,593人	9,753人	7,908人	9,848人	
	自主再建困難者数	1週間後	10,947人	5,344人	10,811人	8,704人	11,101人	
		1ヶ月後	6,611人	2,582人	6,551人	4,703人	6,869人	
	自主再建困難者数			2,054人	336人	2,027人	1,080人	2,177人

第5章 地震防災緊急事業5箇年計画

県は、地震防災対策特別措置法（平成7年6月16日法律第111号）の施行に伴い、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震より著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区について、愛媛県地震防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、平成18年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画を作成し、整備を重点的に行うこととした。

町においても、地震防災上整備すべき施設等について、地震防災緊急事業5箇年計画、緊急防災基盤整備事業計画、防災基盤整備事業計画及び公共施設等耐震化事業計画を策定し、整備を推進する。